

今週のトピックス

税務・会計

お金を拾った場合は一時所得

最近、大金が発見されるニュースが報道されていますが、拾ったお金を警察に届け半年待っても持ち主が現れなかった時は、拾った人のものになります。この場合、拾ったお金は税務上一時所得で、確定申告を行わねばなりません。ちなみに、12月10日に改正遺失物法が施行せられ、預り期間が半年から3ヶ月に短縮されます。

救命機器AEDは医療費控除OK

多くの人が集まる駅構内や空港などで最近よくみかける救命機器AED。平成16年からは医療関係者以外にも使用が認められました。心疾患の既往者が自宅に設置したり、携帯する為に購入や賃借した場合、その費用は医療費控除として認められます。但し、診断書など医師の指示・処方に基づくものであることを証する書類を確定申告書に添付する必要があります。

県によって均等割は若干異なります

住民税は、個人(最低4千円)であっても法人(最低7万円)であっても、必ず納めなければなりません。最近、県によって追加納税があります。例えば、滋賀県の場合、『琵琶湖森林づくり県民税』という名目で、個人には800円、法人には均等割の11%の税金がかかります。気になる方は、県庁等のHPで御確認下さい。

経営

著作権(入門)セミナー

著作権は、創作した時点で自動的に権利が発生するという点で、登録により権利が発生する特許権等と異なります。この機会に著作権を基礎から学びたい方は、中小企業新興公社にてセミナーが開かれます。参加は無料。HPを御覧下さい。
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/seminar/10251.html>

弁理士マッチング支援システム

東京都知的財産総合センターでは、中小企業と弁理士の出会いの場を提供する弁理士マッチング支援システムを始めました。弁理士の専門分野は多岐に渡り、企業にとってニーズに合った弁理士を探すのは難しいです。弁理士を探したいとお考えでしたら、HPを御覧下さい。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/benrishi/index.html>

人・もの・カネ

国内初の40年国債

財務省は国内初の償還期限40年の国債を11月20日に発行し、最大で1千億円発行する予定です。現在の国債の償還期限は、最高で30年です。国債の長所は、安定した利息を受取れたり、担保として貸付が可能です。短所は金利上昇の局面で恩恵を受けることができません。

ニュースな日々

国民年金保険料

~カード納付開始

厚生労働省は、4日に来年2月1日から国民年金保険料がクレジットカードでも納付できることを発表しました。保険料の分割払が可能になるなど納付方法の選択が広がります。国の公金納付でカードが認められるのは初めてです。申込は全国の社会保険事務所で行い、早くて3月分からとなります。また、カード会社独自のポイント制等の特典もあるようです。便利になるのは良いことですが、我々にとっては、老後年金が支払われるのかが一番の気がかりです。

今週のおすすめ

『スーパーホテル』

<http://www.superhotel.co.jp>

今回紹介するホテルは、北は北海道から南は沖縄まで展開し、徹底された経費削減によって1泊4,980円からという低料金を誇るスーパーホテルです。このホテルは、安いだけでなく、殆どの店舗で朝食バイキングが付き、インターネットも可能で、一部店舗では天然温泉やお得プランも行っています。今後更に全国展開していくようです。僕は過去4度利用しましたが、非常に満足でした。

タワーの灯

新事務所に移転して半月経ちましたが、所内はほぼ片付きました。現在、所内は顧問先の方々から移転祝いで戴いた胡蝶蘭などの花で溢れ、僕はそれに癒されています。花などを贈っていただいた顧問先等の皆様、誠に有難うございました。

三尾会計事務所
東京都港区芝5-27-5F
TEL: 03-6436-0201
FAX: 03-6436-0202
Info@mionet.co.jp
<http://www.miocci.com>